

第4回 下水道による内水浸水対策に関するガイドライン類改訂検討委員会

議事要旨

日時：令和3年10月4日（月）13時00分～15時00分

場所：Web会議システムにより開催

下水道法改正に伴い、事業計画への計画降雨の位置付けが必須となる範囲は、水防法による雨水出水浸水想定区域に指定された範囲に限るのか。また、雨水出水浸水想定区域の指定対象の考え方についても教えてほしい。

予定処理区域の全部又は一部について水防法による雨水出水浸水想定区域の指定があった場合、事業計画への計画降雨の位置付けが必須となる。雨水出水浸水想定区域の指定対象は、周辺に住宅等の防護対象がある下水道（公共下水道、流域下水道、都市下水路）等であり、原則、下水道による浸水対策を実施している全ての団体で指定されるものと考えている。

なお、事業計画に限らず、雨水管理総合計画を策定するなどして計画降雨を位置づけることも検討していただきたい。

地域によって施設整備の進捗は様々であるが、事業計画に位置付ける計画降雨は気候変動の影響を踏まえたものとする必要があるのか。

計画降雨は、雨水管理総合計画策定ガイドライン（案）に基づき、気候変動による影響を踏まえたものにしていただきたいと考えている。なお、事業計画に定める施設整備については、雨水管理総合計画で定める優先順位に応じて位置付けていただくことを想定している。

民間による雨水貯留浸透施設の整備については、計画降雨を超える規模の降雨に対する対策として位置付けるものとされているが、民間に雨水貯留浸透施設を整備していただく上で、その規模の考え方を教えてほしい。

民間による雨水貯留浸透施設の整備効果は、将来的には、計画降雨を上回る降雨への対応という位置付けであるため、計画降雨対応といった観点からの制約があるものではなく、比較的小さな規模まで認定対象とできるようにしたいと考えている。

民間が整備した雨水貯留浸透施設を公共に移管する場合も想定されるが、最終的な維持管理の方法と、その効果の見込み方について教えてほしい。

維持管理の方法については地域の実情に応じて検討していただきたい。民間により整備された雨水貯留浸透施設を下水道施設として移管する場合は、計画降雨対応の施設として位置づけることが可能と考えている。

民間の雨水貯留浸透施設については、主体を問わず適正な管理がなされれば浸水対策の効果は期待できる。また、将来のまちづくりに当たっては、浸水対策の効果として見込めるものが何かを理解した上で、施設整備を進めることが重要である。

雨水管理総合計画の策定に当たって、浸水リスクの評価では浸水シミュレーションが必要とされているが、簡易手法も適用可能なのか。

7月に改訂した内水浸水想定区域図作成マニュアル(案)で示した適用条件を満たせば、簡易モデルによる浸水シミュレーションも活用可能と考えている。

気候変動により雨の降り方も変化する中、浸水シミュレーションによって浸水リスクをしっかりと定量的に評価することが重要である。そのため、日本下水道事業団との連携も含め、浸水被害等がある地方都市への支援策が必要である。

以上